

65歳超雇用推進助成金 制度のご案内

(令和6年4月)

高年齢者の雇用の安定に取り組む
事業主の皆さまへ

定年や継続雇用年齢を引上げて高年齢者に
引き続き働いてもらいたい



65歳超
継続雇用
促進コース

賃金制度や健康管理制度等の雇用管理制度
を導入して高年齢者が働きやすい環境づく
りがしたい



高年齢者
評価制度等
雇用管理
改善コース

パートタイマー等の有期雇用者を期間の定
めのない契約に転換して高年齢者に活躍し
てもらいたい



高年齢者
無期雇用
転換コース

らしく、はたらく
ともに



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

説明動画や申請
様式はこちら↓



各コース共通事項

◆各コースの概要

65歳超継続雇用 促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成します。

高齢者評価制度 等雇用管理 改善コース

高齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度（賃金制度、健康管理制度等）の整備に係る措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

高齢者無期雇用 転換コース

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換させた事業主に対して一定額を助成します。

◆対象となる事業主

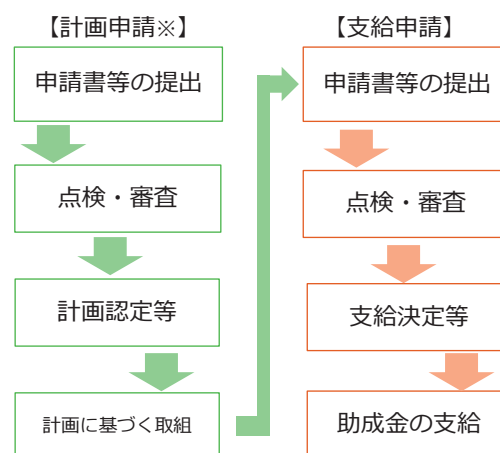
- ① 雇用保険適用事業所の事業主（支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること）。
- ② 助成金の審査に必要な書類等を整備、保管している事業主。
- ③ 助成金の審査に必要な書類等を提出又は提示する、実地調査に協力する等、審査に協力する事業主。
- ④ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢法」という）の第8条又は第9条第1項の規定に違反していない事業主。

第8条…60歳以上の定年を定めていること
第9条第1項…65歳以上の定年、希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用制度など、65歳までの安定した雇用を確保するための措置を定めていること

※その他にも、コースごとに必要な要件があります。

◆申請から支給まで

- ① 作成した申請書等は、都道府県支部への郵送または持参により提出してください。
- ② 都道府県支部では書類の添付漏れがないか等の点検を行い、申請内容の審査は本部が行います。申請内容の確認・照会を行う場合がありますのでご協力をお願いします。
- ③ 審査が完了した後、認定／不認定や、支給／不支給の通知を行います。
- ④ 支給決定を通知した後、指定の金融機関に助成金を振り込みます。



※高齢者評価制度等雇用管理改善コース及び高齢者無期雇用転換コースに必要な過程です。

◆申請手続き

助成金の計画認定や支給を受けようとする事業主は、申請書等に必要書類を添えて、コースごとの所定の申請期限内に、都道府県支部の高齢・障害者業務課（東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出ください。

◆支給申請の手引き及び申請様式

支給要件や申請方法を詳しく説明した「支給申請の手引き」を都道府県支部に用意しています。



また、支給申請の手引き及び申請様式は、機構ホームページからダウンロードできます。
（当機構トップページ（<https://www.jeed.go.jp/>）→高齢者雇用の支援→助成金 とお進みください。）



◆申請にあたっての注意事項

このパンフレットは、65歳超雇用推進助成金の制度をまず知っていただくため、情報量を絞って制度概略をまとめたものですので、具体的に活用を検討されるにあたっては、必ず各コースの「支給申請の手引き」をご確認ください。

65歳超継続雇用促進コース

65歳超継続雇用促進コースとは…

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成します。

◆支給額

定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする継続雇用の導入

実施した制度 引上げた 年齢 対象 被保険者数	定年引上げ又は定年の廃止					継続雇用制度の導入	
	65歳	66～69歳		70歳以上 (旧定年が70歳 未満に限る)	定年の定めの廃止 (旧定年が70歳 未満に限る)	66～ 69歳	70歳以上(旧定年 及び継続雇用年齢が 70歳未満に限る)
		5歳 未満	5歳 以上				
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円	60万円	100万円

※実施した制度、引き上げた年数、対象被保険者数に応じて定額が助成されます。

他社による継続雇用制度の導入（上限額）

措置内容	66～69歳	70歳未満から 70歳以上
支給額（上限）	10万円	15万円

※申請事業主が他社の就業規則等の改正に要した経費の2分の1の額と表中の支給上限額のいずれか低い方の額が助成されます。対象経費については申請事業主が全額負担していることが要件となります。

※旧定年年齢及び継続雇用年齢並びに他の事業主による継続雇用年齢が70歳未満のものに限ります。

◆主な支給要件

主な支給要件は①制度の実施、②対象被保険者、③対象経費の発生、④高年齢者雇用管理措置の実施です。この他にも必要な要件がありますので、詳細は支給申請の手引きをご確認ください。

① 制度の実施

65歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施していることを就業規則等で確認します。

※パート規則、再雇用規程等の付属規定を含みます。

※対象被保険者が定年時に適用されていた就業規則が上記の規則とは別（それよりも前に適用されていた規則であるなど）の場合は併せて提出が必要です。

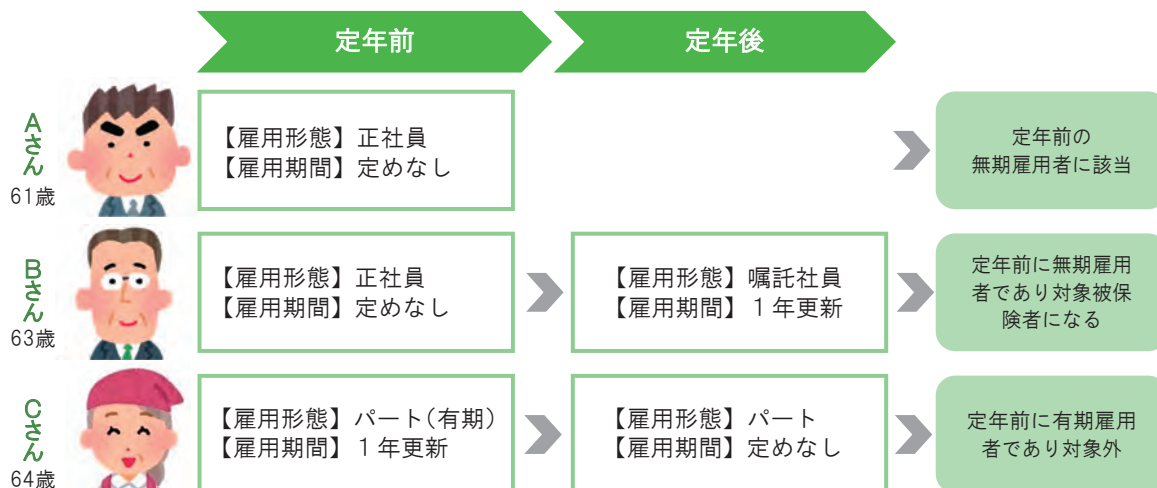


② 対象被保険者

支給申請日前日において以下のイ及びロに該当することを確認します。

- イ. 事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、支給申請日の前日において60歳以上の雇用保険被保険者であること
- ロ. 改正前、改正後の就業規則の適用者であり、定年前の無期雇用労働者又は無期雇用契約の定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されていること

例) 定年前後の有期／無期雇用の例：改正前が定年62歳、65歳まで継続雇用
改正後が定年62歳、70歳まで継続雇用の場合



③ 対象経費の発生

社会保険労務士等の専門家等に就業規則の作成又は相談・指導を委託するなどし、経費が発生しており、その契約、履行、支払について、書類で確認できることが必要です。

④ 高年齢者雇用管理措置の実施

高年齢者雇用等推進者の選任及び55歳以上の高年齢者に対して次のa～gまでの高年齢者雇用管理措置に関する措置を1つ以上実施している事業主であることを確認します。

- a. 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施
- b. 作業施設・方法の改善
- c. 健康管理、安全衛生の配慮
- d. 職域の拡大
- e. 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- f. 賃金体系の見直し
- g. 勤務時間制度の弾力化

例 c：生活習慣病健診の実施、
g：短時間勤務制度の導入

等

◆申請の手続き

定年引上げ等の制度を実施した日の属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日までに都道府県支部へ申請書等を提出してください。

※詳しくは支給申請の手引きをご確認ください。

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者評価制度等雇用管理改善コースとは…

高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度（賃金制度、健康管理制度等）の整備に係る措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

◆ 支給額

支給対象経費は、①雇用管理制度の導入等に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費、②雇用管理制度の実施に伴い必要となる機器等の導入に要した経費です。

支給対象経費（上限 50 万円）に 60 %（中小企業事業主以外は 45 %）を乗じた額を支給します。

区分	支給額
中小企業事業主	支給対象経費の 60%
中小企業以外の事業主	支給対象経費の 45%

※初回の支給対象経費については、当該措置の実施に 50 万円の費用を要したものとみなします（2 回目以降は 50 万円を上限とする実費）

◆ 制度の実施例

雇用管理制度の整備とは、高年齢者の職業能力を評価する仕組みによる賃金や人事処遇制度の導入、短時間勤務制度や隔日勤務制度の導入、研修制度の導入などが該当します。

- 賃金・人事処遇制度の導入又は改善
- 労働時間制度の導入又は改善
- 在宅勤務制度の導入又は改善
- 研修制度の導入又は改善
- 高年齢者向けの専門職制度等の導入又は改善
- 健康管理制度の導入 等



◆主な支給要件

主な支給要件は以下のとおりです。この他にも必要な要件がありますので、詳細は支給申請の手引きをご確認ください。

① 雇用管理整備計画書の提出、認定

計画の開始日の6か月前の日から3か月前の日までに計画書を提出し、その認定を受けていること。

② 高年齢者雇用管理整備の措置の実施

①で認定を受けた計画を実施期間内に実施していること。

③ 支給対象被保険者

支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者であって、講じられた雇用管理制度が適用されており、計画終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること。

④ 対象経費

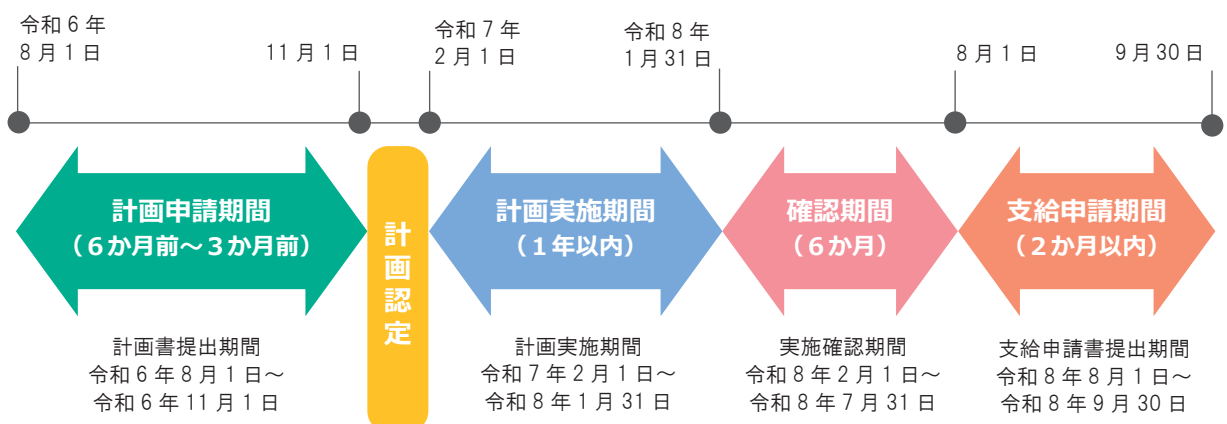
雇用管理制度の実施に要した経費を支払っており、証拠書類によりその事実が確認できること。

◆申請の手続き

本コースの支給を受けるためには、まず計画申請が必要です。

雇用管理整備計画書に必要書類を添えて、計画の開始日の6か月前の日から3か月前の日までに、都道府県支部に提出してください。

▼ 申請期間の例（計画の実施期間が令和7年2月1日～令和8年1月31日（1年間）の場合）



高年齢者無期雇用転換コース

高年齢者無期雇用転換コースとは…

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を、無期雇用転換制度に基づき無期雇用労働者に転換させた事業主に対して一定額を助成します。

◆支給額

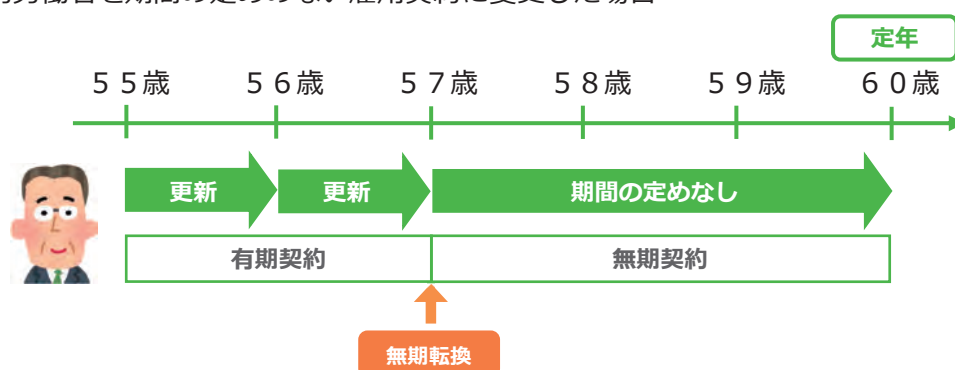
- 対象労働者1人につき**30万円**

(中小企業事業主以外は**23万円**)

※ 1支給申請年度(4月から翌3月) 1適用事業所あたり10人まで(無期雇用へ転換した日を基準とします)。

◆制度の実施例

就業規則に規定した転換制度に基づき、1年ごとに雇用契約を更新してきた57歳の有期契約労働者を期間の定めのない雇用契約に変更した場合



対象となる労働者

- 支給対象事業主に雇用される期間が転換日において通算して6か月以上5年以内で、50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者であり、無期雇用転換後に65歳(同種の業務に従事する期間の定めのない労働契約を締結する労働者に適用される定年年齢が65歳を超える場合においては当該年齢)以上まで雇用される見込みがあること
- 転換日において64歳以上でないこと
- 派遣労働者でないこと
- 労働契約法第18条に基づき、労働者からの申し込みにより無期雇用労働者に転換した者でないこと
- 転換日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において無期雇用労働者として雇用されたことがないこと
- 転換日から支給申請日の前日において、当該事業主の雇用保険被保険者であること

◆主な支給要件

主な支給要件は以下のとおりです。この他にも必要な要件がありますので、詳細は支給申請の手引きをご確認ください。

▼ 計画申請に関して（計画期間は2年から3年の間とする必要があります。）

- ① 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を就業規則等に規定していること。
- ② 高年齢者の雇用管理措置（P4の④参照）を実施していること。
- ③ 転換した無期雇用労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること。 等

▼ 支給申請に関して

- ① 無期雇用転換制度に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換していること。
- ② 無期雇用に転換した労働者を転換後6か月以上の期間継続して雇用し、転換後6か月分の賃金を転換日以後12か月後の賃金支払日までに支給していること。
- ③ 当該転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと 等

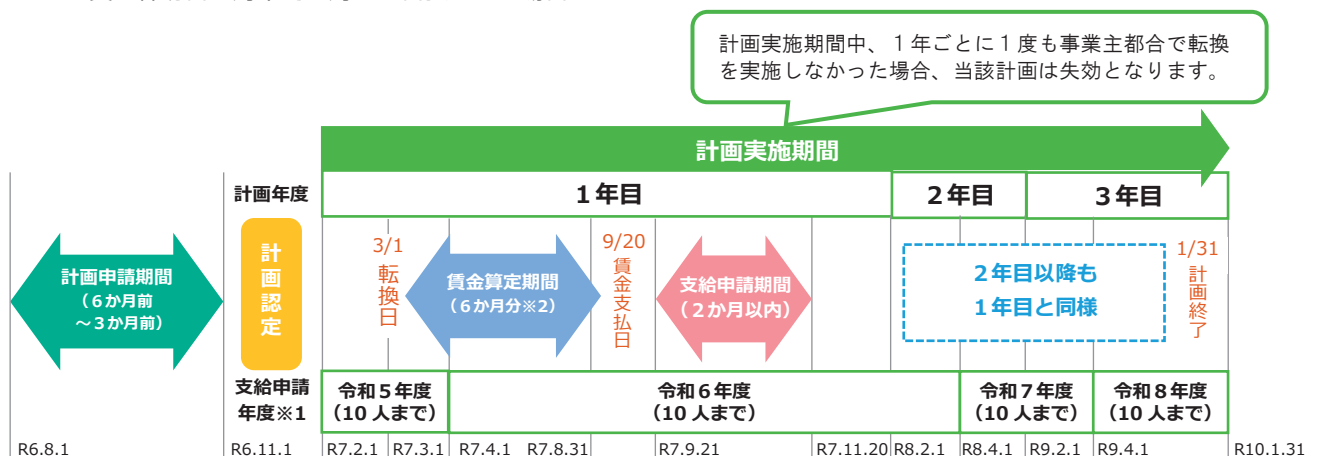
◆申請の手続き

本コースの支給を受けるためには、まず計画申請が必要です。

無期雇用転換計画書に必要書類を添えて、計画の開始日の6か月前の日から3か月前の日までに、都道府県支部に提出してください。

【申請期間の例】

- 無期雇用転換計画期間が令和7年2月1日から令和10年1月31日（3年間）
- 転換実施時期が年1回で、1回の転換が10人まで
- 賃金締切日が月末で翌月20日払いの場合



※1 支給申請年度（4～翌3月）毎の上限人数は転換日を基準として計算する。 ※2 勤務した日数が11日未満の月は除く。

よくあるご質問

Q 1

申請書が受理された後、提出した確認書類のうち、一部記載内容に誤りがあることに気づきました。提出後の確認書類の差し替えは可能ですか。

A 1

不適正支給を防止する観点から、一度提出された添付書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできません。

申請の際は、慎重に確認した上で提出するようにしてください。

Q 2

添付書類について、提出が必要とされる契約書等の書類は当時作成していませんでした。あらためて作成して添付すればよいでしょうか。

A 2

申請内容の確認のために提出を求めているものであり、作成されていなかった契約書をあらためて作るなどは不適切と言わざるをえません。

不正受給につながるおそれもありますので、そのようなことは行わないでください。

Q 3

添付書類について、見やすいように原本を加工するなどして別途作成した書類でもよいのでしょうか。

A 3

不正受給を防止する観点から、添付書類は、原本から転記又は別途作成したものではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに調製し記入しているもの、又は原本を複写機等の機材を用いて複写等したものである必要があります。

Q 4

就業規則について、高齢法遵守が確認できないと指摘を受けたが、運用上、違法はないものと認識していることから、申立てによる救済措置は認められますか。

A 4

本助成金は制度助成であり、客観的に内容確認が可能な書面により支給要件に合致しているかを審査します。よって「高年齢者雇用安定法第8条又は第9条第1項の規定に違反していないこと。」の確認は、労働協約又は就業規則に明記されているかどうかによって行います。実際には継続雇用等を行っていたとしても、労働協約又は就業規則に明記されていない場合は、支給対象となりません。

また、申立書は審査の確認書類として扱っていません。

Q 5

65 歳超継続雇用促進コースでは、なぜ社会保険労務士等の専門家に委託する必要があるのですか。

A 5

本助成金は、定年の引上げ等の実施にあたり専門家等に委託した際の「経費」に対する助成を行う助成金制度であるため、自社で就業規則の改正を行う等により、当該経費が発生しない場合は、支給対象となりません。

Q 6

就業規則の改定について、社会保険労務士の資格を持つ従業員がいることから、経費をかけずに自前で作成を行う予定ですが、支給対象となりますか。

A 6

A 5 のとおり発生した経費に対する助成であることから対象となりません。また、社会保険労務士等については生業として実施していることが必要であり、単に資格を持っている者については委託対象となりません。

Q 7

審査の結果、「取下げ」又は「不支給」を選択するよう連絡を受けましたが、両者の取扱いに違いはありますか。

A 7

「取下げ」の場合は、都道府県支部への取下げの申し出により原則として申請書類を返却いたしますが、「不支給」の場合は、不支給決定通知書を送付する代わりに申請書類を返却いたしません。

お問い合わせ先

助成金に関するご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課へお問い合わせください）。

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <https://www.jeed.go.jp/>
- 申請様式、支給申請の手引きはこちら → <https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy>



(高齢 助成金 でご検索ください)

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒 4 条 1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	〒030-0822 青森市中央 3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 3 階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	〒985-8550 多賀城市明月 2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野 4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801	018-873-8090
山形	〒990-2161 山形市大字漆山 1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	〒960-8054 福島市三河北町 7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	〒310-0803 水戸市城南 1-4-7 第 5 プリンスビル 5 階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草 1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1 ハローワーク前橋 3 階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山 2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉	〒263-0004 千葉市稲毛区六方町 274 番地 千葉職業能力開発促進センター内	043-304-7730	043-304-7733
東京	〒130-0022 墨田区江東橋 2-19-12 ハローワーク墨田 5 階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘 78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010	045-360-6011
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通 6-866 NEXT21 ビル 12 階	025-226-6011	025-226-6013
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ 55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-26-8022
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ 1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	〒915-0853 越前市行松町 25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021	0778-23-1055
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町 403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723	055-242-3721
長野	〒381-0043 長野市吉田 4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町 5-25 G-front II 7 階	058-265-5823	058-266-5329
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂 3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	〒460-0003 名古屋市中区錦 1-10-1 MIテラス名古屋伏見 4 階	052-218-3385	052-218-3389
三重	〒514-0002 津市島崎町 327-1 ハローワーク津 2 階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町 3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	〒617-0843 長岡京市友岡 1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	〒566-0022 摂津市三島 1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町 3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201	06-6431-8220
奈良	〒634-0033 橿原市城殿町 433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232	0744-22-5234
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部 1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南 7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	〒690-0001 松江市東朝日町 267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中 580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	〒730-0825 広島市中区光南 5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	〒753-0861 山口市矢原 1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050	083-995-2051
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町 1-5 ハローワーク徳島 5 階	088-611-2388	088-611-2390
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町 2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町 2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
高知	〒781-8010 高知市棧橋通 4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160	088-837-1163
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂 1-10-17 しんくみ赤坂ビル 6 階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮 1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町 1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721	0957-35-4723
熊本	〒861-1102 合志市須屋 2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
大分	〒870-0131 大分市皆春 1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久 4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町 14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-3-25 沖縄職業総合庁舎 4 階	098-941-3301	098-941-3302